

EU 及びその加盟国における下請的取引及び優越的地位濫用 に対する規制の現状

(Current status of regulations against subcontracting transactions and abuse of dominant position in the EU and its member countries)

鈴木 雄 大

(鎌倉市総務部総務課法務専門監・神奈川県弁護士会独占禁止法研究会)

第 1 総説

昭和 31 年、下請代金支払遅延等防止法（以下、「下請法」という。）が制定された。これは、「下請取引における親事業者の優越的地位の濫用行為を規制するため」の「わが国特有の法律」である。その制定の背景には、わが国経済における、「生産性の高い大企業と生産性の低い中小企業が併存するいわゆる二重構造」の存在及び下請事業者の特定の親事業者に対する高い依存度が挙げられる¹。そのため、わが国と経済実態の異なる欧米諸国には下請法のような規制はないと考えられてきた。

しかし、ヨーロッパにおいては、域内単一市場の発展において支払遅延の問題の解消の必要性が高まり（特に顧客と企業がそれぞれ異なる EU 加盟国にいる場合）、2000 年以降、支払遅延防止のための措置が講じられてきた。

また、食料品小売業サプライチェーンの分野を中心に、取引関係上、大規模小売事業者と小規模サプライヤーとの購買力格差に起因する問題を解消するため、相対的に優越的地位にある者について、不公正な取引行為への規制が推進されてきた。

そのほか、近年、オンラインプラットフォームがユーザーに対し優越的地位を用いてその正当な利益を害するおそれが高まってきたことから、新たにオンラインプラットフォームに対する規制がなされるようになった。

本稿では、近年の EU 諸国で生じている下請的取引上の問題点及びそれに対する対応について概要を説明し、わが国の下請取引規制の特徴について検討することとする。

第 2 EU

1 支払遅延防止指令

1 「商業取引における支払遅延防止に係る指令」（2000/35/EC）

欧州委員会²は、中小企業の保護を目的として、2000 年 6 月に「商業取引における支払遅延防止に係る指令」（2000/35/EC）を採択し（以下、「支払遅延防止指令」という。）、各加盟国は同指令に沿った立法をすべきこととなった。その背景に、EU（欧州連合：European Union）の前身である EC（欧州共同体：European Community）が目指す域内単一市場の成功にとって、取引債務の支払遅延が大きな障害となっているとの認識があったためである。

しかし、同指令では支払期日の設定は各国に委ねられていたため、支払遅延問題の改善には至らなかった。

2 改正支払遅延防止指令（2011/7/EU）

リーマン・ショックが発生した 2008 年 9 月以降、EU 加盟国の財政赤字問題が深刻化した。加えて、2010 年の欧州債務危機で各国の債務状況がさらに悪化し、域内市場の取引に多大な影響が及んだ。

このように、支払遅延問題の改善の必要性の高まりを受け、2011 年 3 月、支払遅延

防止指令が改正された（DIRECTIVE 2011/7/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 16 February 2011 on combating late payment in commercial transactions）。

改正内容は、支払期間の最低基準の導入（企業の場合は60日以内、公的機関の場合は30日以内）、支払遅延時の利息引上げ等であった。これにより、企業の債権回収の実効性を確保して取引債務の支払遅延を改善することが期待できる内容となった。各加盟国は、同指令を受けて2013年3月までに同指令を最低限の基準とした立法が義務付けられることとなり、実際に各加盟国において対応が採られている（第3以下にて詳述）。

この支払遅延防止の取組みは、わが国の下請法と比較すると、①適用対象となる事業者を資本金基準による限定等をせず広範である点、②違反行為類型を支払遅延禁止に特化している点で異なる。これは、下請法の制定の背景にはわが国経済における二重構造の存在が挙げられる一方（前記第1参照）、EUの支払遅延防止指令の制定の背景には取引債務一般における支払遅延問題が域内単一市場の成功の障害となっており、これに焦点を当てて問題解決する意図があったからだと思われる。

II 食品小売サプライチェーンのUTPs

1 EUにおける優越的地位濫用行為規制の不存在

EUでは、市場支配的地位（a dominant position within the internal market or in a substantial part of it）にある事業者の濫用行為に対する規制は存在するが、取引当事者間における相対的な関係で優越的地位にある事業者の濫用行為一般に対する規制は存在しない（EU機能条約102条）³。

これは、我が国における優越的地位濫用規制（独占禁止法2条9項5号）が「自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して」、すなわち、「市場支配的な

地位又はそれに準ずる絶対的な地位」ではなく「取引の相手方との関係で相対的に優越した地位」を利用した行為について規制対象としている点と大きく異なる。

2 食品サプライチェーンにおける不公正な取引慣行の問題視

しかし、近年、EUでは、主として食品サプライチェーンにおいてUTPs（unfair trade practices：不公正な取引慣行）について議論されるようになった。

そこでは、第1に、小売業者の集中化に伴い、大規模な小売事業者（チェーンの大手スーパーマーケットなど）と小規模なサプライヤーや農業事業者などとの個別取引関係において、購買力（bargaining power）及び経済力の著しい格差が生じていることが問題視された。

第2に、不公正取引についての苦情が当局に開示された場合、小規模なサプライヤーが大規模小売事業者との取引への悪影響をおそれて当局への深刻を委縮する等を理由として、効果的なエンフォースメントが不十分であること（いわゆる「fear factor」の問題）についても問題視された。

3 不公正取引の是正に向けたEUの取組み

そこで、欧州委員会では、2011年、報告書「食品サプライチェーンの垂直的關係：良い取引慣行の原則」（Vertical relationships in the Food Supply Chain: Principles of Good Practice.）にて、どのような行為がUTPsに該当するのか（契約の書面化を拒絶する行為、契約の一方的変更など）を明確にした。そして、2013年、同原則の遵守等を実行に移すための機関として、SCI（The Supply Chain Initiative）を設立した。

また、欧州委員会は、2013年1月31日、グリーンペーパー（特定の政策分野に関して議論を喚起するために、いわば「議論のたたき台」として作成される文書）として「欧州における食品及び非食品サプライチ

チェーンにおける事業者間の不公正な取引慣行」(Green Paper on Unfair trading practices in the business-to-business food and non-food supply chain in Europe)を公表し、UTPsに該当する契約条項の7つの類型を示した。すなわち、①曖昧な契約条件の設定、②契約書面の不交付、③遡及的な契約条件の改定、④取引上のリスクの不当な移転、⑤取引先からの不当な情報収集、⑥不当な契約解除及び⑦納入業者に対する供給地域の制限、の各類型がUTPsに該当する契約条項であるとされた。

その後、2014年7月15日、欧州委員会は「事業者間サプライチェーンにおける不公正取引慣行に対する取り組み」(Tackling unfair trading practices in the business-to-business food supply chain)を公表し、各加盟国が、自国の状況を考慮して、UTPsに対処する適切な手段を講じることを確保することを促すものであり、SCI等への参加の促進、UTPsに対する規制枠組みの共通理解の形成などを提案した。

4 EUの取組みの実効性及び各国の対応

しかしながら、UTPsへの前記規制は、各加盟国での独自の規制や生産者団体・流通団体等の自主的なルールの設定等の取組みがなされてきたものの、それらは国境を越える農産物取引については十分な効力を発揮してこなかった。

そこで、欧州委員会は、2018年4月12日、「食品のサプライチェーンにおける事業者間の不公正な取引慣行に関する指令案」(COM(2018/173) Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on unfair trading practices in business-to-business relationships in the food supply chain)を立案した。これにより、UTPsに関する共通の枠組みが規定されることとなり、各加盟国において規制を補完・強化することにより問題解決すべきこととされた。

III オンラインプラットフォーム規則

近年、オンラインサービスは、企業活動にとって重要性が飛躍的に向上している。それに伴い、ビジネスユーザー(特に中小企業)のそれらへの依存度も高まっている状況にある。このことから、オンラインサービスのプロバイダーは、多くの場合において優れた交渉力を持ち、ビジネスユーザーの正当な利益、そして間接的にはEU域内の消費者の正当な利益を害する可能性が問題視されるようになった⁴。

そこで、2019年6月、「P2B規則」(オンライン仲介サービスのビジネスユーザーのための公正と透明性を促進する規則: Regulation (EU) 2019/1150 of the European Parliament and of the Council of 20 June 2019 on promoting fairness and transparency for business users of online intermediation services)が制定された。これは、EU域内でのオンライン仲介サービスのビジネスユーザーおよびオンライン検索エンジンに関連する企業のウェブサイトユーザーに対して、適切な透明性・公平性を担保するとともに、効果的な救済が与えられることを保障して、EU域内市場の機能の適正化に寄与することを目的とした規制である。同規制は、EU域内におけるオンラインプラットフォーム及びマーケットプレイス、検索エンジンに適用されるものであり、これによって利用条件の明確化(3条)、オンラインサービス停止等の理由のビジネスユーザーへの説明(4条)、プロバイダーによるオンライン検索エンジンの主要なパラメーターの設定(5条)などが規定された。

わが国においても、近年、オンラインプラットフォームについて、社会経済上不可欠な存在となった反面、市場での独占化・寡占化が進みやすいという問題点が指摘されていた(なお、わが国では一般的に「オンラインプラットフォーム」ではなく「デジタルプラットフォーム」の名称が用いら

れている。)。そこで、2018年以降、わが国でもデジタルプラットフォームに関する実態調査が実施され、2020年5月27日、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和二年法律第三十八号。通称、デジタルプラットフォーム規制法）が成立し、2021年2月1日に施行された。同法では、デジタルプラットフォームの提供条件等の開示取引条件等の情報の開示（5条）、自主的な指針や手続の整備などデジタルプラットフォーム提供者が講ずべき措置（7条）などについて規制が設けられ、デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上が図られており、P2B規則と共通している部分が多くある。

第3 イギリス

I 商業債務（利息）の支払遅延に関する法律

1998年、イギリスでは支払遅延を防止するために、商業債務の支払遅延（利息）に関する法律（Late Payment of Commercial Debts (Interest) Act 1998）が制定された。この法律は、当初は、中小企業（従業員数50名以下）の保護の観点から、これらの企業について大企業に対し利息を請求する権利を与えることを目的で制定された。同法において、商品またはサービスの供給に関する契約の代金の支払遅延時の法定利率は、2002年8月以降、国務大臣より、年率8%にイングランド銀行の公式取引利率を上乗せしたものとされた（同法6条）。

更に、同法は、EUの支払遅延防止指令の改正（2011/7/EU）を受けて、2013年及び2015年にこの基準に沿うように順次改正された（The Late Payment of Commercial Debts Regulations 2013 と The Late Payment of Commercial Debts (Amendment) Regulations 2015）。これにより、商品またはサービスの供給に関する契約の代金の支払い時期について、ほとんどのケースで、

義務履行日又は債務額確定日から起算して最大60日、公的機関が負担する債務については30日とされた（同法4条2項）。

わが国でも、特定の取引に基づく金銭の支払時期について、親事業者が下請事業者の給付を受領した日から60日以内（親事業者が下請事業者の給付の内容につき検査をするか否かは問わない）とされている。また、国又は地方公共団体とする契約に関するものについては国又は地方公共団体が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から原則として30日以内とされている（政府契約支払遅延防止法6条、14条）。他方、遅延利息の法定利率は、前者が年14.6%（下請法4条の2、下請代金支払遅延等防止法第4条の2の規定による遅延利息の率を定める規則）、後者は年2.5%とされており（政府契約支払遅延防止法8条、令和3年3月9日財務省告示第49号（令和3年4月1日適用））、下請取引の保護がより手厚い形となっている。

II 食料雑貨品小売業者に対する規制

1 小売業者行動規約（Supermarket Code of Practice : SCOP）

イギリスでは、1990年代後半、食料品小売業者間の合併による購買力の行使に対する懸念が社会的に増大していった。こうした社会的背景を受け、競争委員会⁵では、食料品小売業者の納入業者に対する遡及的値引要求等の取引慣行が公共の利益に反するとして、問題視されるようになった。そこで、2000年10月に行動規約（Code of Practice）の策定が提言された。これは、①食料品小売業者と納入業者の間で紛争があった場合、まずは当事者間で協議を行う、②協議が不調の場合には、独立の第三者機関に仲裁を依頼する、③規約に違反する行為があった場合には、当該第三者機関は公正取引庁に報告する、という内容の規約である。

これを受けて、2002年3月、大規模食料

品小売業者4社を対象とする「小売業者行動規約」(Supermarket Code of Practice: SCOP)が施行された。SCOPでは、取引条件の書面化、不当な支払遅延の禁止、適切な通知無しに行われる遡及的な減額の禁止等が定められた。

しかし、その後、2004年2月に公表された公正取引庁による調査結果では、納入業者が報復をおそれて申告を躊躇していること等から、SCOPの実効性が上がっていないことが明らかとなった。

2 食料雑貨品供給に関する行動規約(The Groceries Supply Code of Practice: GSCOP)

その後、2008年4月に公表された競争委員会の調査報告書では、①食料雑貨品小売業者は購買力を行使して、納入業者に過度のリスクや予期しない費用を転嫁することが可能であること、②納入業者の新たな投資に対するインセンティブが弱まり得ること、③SCOPの適用範囲を拡大した新たな規約の制定とその遵守を監督するためのオンブズマンの設置が必要であること、等が提言された。

これを受けて、2010年2月、競争委員会は「食料雑貨品供給に関する行動規約」(The Groceries Supply Code of Practice: GSCOP)が施行された。GSCOPでは、SCOPの適用対象であった大規模食料品小売業者4社から適用範囲を拡大し、食料雑貨品の年間売上高が10億ポンドを超える全ての食料雑貨品小売業者(10社、以下「指定小売業者」という。)を適用対象とし、①従来のSCOPで規定されていた取引条件の書面化、②不当な支払遅延の禁止等の規定に加えて、指定小売業者に対して、③契約条件の遡及的変更の禁止、④サプライヤーに対する取引内容の不合理な変更や小売業者のマーケティング費用等の要求の禁止、⑤納入業者に商品の損失補償の責任を負わせる合意締結の禁止、⑥GSCOPの監視機関に対する必要な情報の提供の義務化、などの規定が追加

された(Guidance Groceries Supply Code of Practice (Published 4 August 2009))。

3 GCA法の成立

また、2013年4月にはGSCOPの執行及び遵守を促す役割を担う仲裁者(The Groceries Code Adjudicator: GCA)の設立に関する法律(Groceries Code Adjudicator Act 2013: GCA法)が成立し、同年6月に仲裁者が法人として設立された。仲裁者は、仲裁者の設立に関する法律(GCA法)及び仲裁者の権限の執行に関する指針(GCA指針)に基づき、指定小売業者と納入業者のGSCOPに関する紛争を仲裁するほか、指定小売業者の違反行為の有無等を調査することとされている(GCA法4条)。調査の結果、違反行為があったと認められた場合には、仲裁者は、違反した指定小売業者に対し、①勧告、②違反行為に係る調査に関する情報の公表、③制裁金のいずれか又は複数の措置を講じることとされた(同法6条)。

上記各規制については、わが国の下請法と共通する部分も多いといえる。すなわち、取引条件の書面化(同法3条)、不当な支払遅延の禁止(同法4条1項2号)、納入業者に商品の損失補償の責任を負わせる合意締結の禁止(同項3号)、サプライヤーに対する小売業者が負担すべき費用や取引内容の不合理な変更等を要求すること禁止(同法4条2項3号、4号)といった親事業者に関する規律、違反行為に対する対応として勧告や公表が想定されている点(同法7条)などである。

他方、適用対象たる事業者については、資本金等の基準によって一律に定まっておらず、指定小売業者という限定的な範囲に留めている点では、わが国の下請法の仕組みとは大きく異なっているといえる。

第4 フランス

I 支払遅延防止規定(商法典L446-10条)
フランスの支払遅延規制に関する規定は、

フランス商法典 (Code de Commerce) において、EU 支払遅延防止指令 (2011/7/EU) に適合する形で 2013 年 1 月 1 日より実施され、2019 年 4 月 24 日に現行法のとおり改正された。

主な規制内容としては、購入者と商品供給者又は当該サービス提供者の間では、当該商品の受領又はサービスの受給後 30 日を当該商品又はサービスの対価の支払期日とすることとし、当事者は、月末から 45 日を超える支払期日又は請求書の日付から 60 日を超える支払期日を定めてはならないとされている (商法典 L446-10 条 1 項)。ただし、農機具、スポーツ用品、玩具、皮革製品、時計・宝石・金細工分野などについては、競争委員会の承認が得られた場合には、前記規定の例外 (適用除外) が認められる (同法 L441-11 条)。

支払義務者が支払遅延した場合、支払を受ける者は、遅延損害金に加えて、回収費用を自動的に受け取ることができるようになる旨規定されている (同法 L446-10 条 2 項)。また、同条 1 項に違反して支払遅延をした支払義務者は、個人については最高 7 万 5000 ユーロ、法人については最高 200 万ユーロの罰金が科される旨も規定されている (同法 L441-16 条)。いずれも、わが国の下請法には見られない規定であり、相当程度強い法的効果を認める内容となっている。

II 濫用的行為に対する競争法的規制

1 経済的従属状態の濫用規制 (商法典 L. 420-2 条第 2 パラグラフ)

旧競争法 (商法典) では、市場支配的地位の濫用のみが規制対象とされていたが、食品サプライチェーンの寡占化を背景として、市場支配的地位までは有していない大規模小売業者 (大手スーパーマーケット) を規制対象とする社会的必要性が生じ、1986 年に経済的従属状態の濫用を規制するための規定が導入された (商法典 L. 420-2 条第 2 パラグラフ)。

経済的従属状態は、事業者間の相対的な関係に着目した概念である。単独の事業者又は事業者グループが、取引先事業者が置かれている経済的従属状態を濫用することによって競争の機能又は構造に影響を及ぼすおそれがある場合、このような濫用行為が禁止される。これは、ドイツ競争制限防止法を参考に導入されたものであり、事業者が市場支配的地位 (a dominant position within the internal market or in a substantial part of it) にあるか否かに着目して規制する EU の規制 (EU 機能条約 102 条) とは異なる特徴を有する。

経済的従属状態が認められるためには、①濫用行為を受ける者の濫用行為を行う者に対する経済的従属状態の存在 (「他の選択肢の欠如」が重要な判断基準)、②経済的従属状態の濫用 (販売拒絶、抱き合わせ販売、一方的な差別的取扱いなど)、③競争への影響を及ぼすおそれがあることの 3 要件が満たされる必要がある (同法 L. 420-2 条第 2 パラグラフ)。

禁止されている行為に対しては、競争委員会による排除措置命令及び制裁金賦課の対象となる (同法 L464-2 条 1 項)。また、違反行為の企図、計画又は実行において、個人として決定的な役割を違法に果たした自然人に対しては、4 年以下の禁錮及び 7 万 5000 ユーロ以下の罰金が科される (同法第 L420-6 条)。

本条が適用された事例については、大手スーパーマーケットのカルフルがフランチャイジーとの間でチェーンからの脱退が困難である契約を締結したことが問題となった事案 (Décision 11-D-20 du 16 décembre 2011) などがあるが、依然として少数に留まっている。その背景として、経済的従属状態の存在の判断基準である「他の選択肢の欠如」に係る立証が困難 (新たな取引先を見つけることが完全に不可能であることを示す必要がある等) であるほか、申告する事業者 (被濫用行為者) が報復措置をお

それていること等の事情の存在が考えられる。

2 事業者間契約における濫用条項規制 (商法典 L442-1 条)

経済的従属状態の濫用規制の適用の困難さから、1996年の商法典改正により、事業者間契約における濫用条項規制が導入された(商法典 L442-1 条)。同条では、対価に不釣り合いな利益を相手方から得ること(同条 1 項 1 号)、当事者の権利と義務に著しい不均衡を生じさせる義務を相手方に負わせること(同項 2 号)、一定の場合における、契約上の約束の不履行に不相応な罰則の賦課、商品の拒否・返品、納期遅延や商品不適合に対応する罰金・値引きの分を請求金額から自動的に控除すること(同項 3 号)、一方的に取引を打ち切ること(同条 2 項)について、行為者に責任を負わせ、生じた損害の賠償責任を負わせる旨が規定されている。

このエンフォースメントとしては、民事訴訟による①当該行為の差止請求、②行為者に対する損害賠償請求、③違法な条項・契約を無効として不当な利益の返還請求、④500万ユーロ、行為者が不当に受領若しくは取得した利益の3倍又は行為をした前年度の税抜売上高の5%のいずれか最も高い金額を上限とする民事罰金の賦課、がある(L442-4 条 1 項)。現在まで、本条に基づいて民事訴訟により解決される事例が相当数蓄積されてきており、多くは小売業者と納入業者でなく、製造業者と流通業者の紛争事例となっている⁶。

第5 ドイツ

I 支払遅延防止規定(民法典 L446-10 条)

ドイツにおいては、EU 支払遅延防止指令(2011/7/EU)について民法典(Bürgerliches Gesetzbuch: BGB)の第2編債務関係法の改正で対応した。

ドイツ民法典においては、元々、①反対

給付の受領後 30 日以内の支払義務について規定されていたが(同法 286 条 3 項)、EU 支払遅延防止指令(2011/7/EU)を受けて、②支払遅延時の法定金利(同法 288 条 2 項。基本金利より 9%高い金利)、③支払遅延時の定額料金 40 ユーロの一括支払義務(同条 5 項)、④著しく不公正な条項・合意の無効(同法 271a 条)などが民法典において規定された。

II 競争制限防止法 19 条及び 20 条

1 競争制限防止法 19 条及び 20 条

ドイツ競争制限法(Gesetz gegen Wettbewerbsbeschränkungen) 19 条は、市場支配的地位にある事業者による濫用行為を禁止し(同条 1 項)、特に、市場支配的地位にある事業者が、一定の種類の商品又は役務の供給者又は需要者として、特定の行為を行った場合は、濫用行為とみなす旨規定している(同条 2 項 1 号ないし 5 号)。

また、同法 20 条は、相対的地位の濫用行為禁止を規定している。すなわち、①一定の種類の商品又は役務の供給者又は需要者である中小規模の事業者が取引先を変更する可能性が十分かつ合理的に無い程度までに事業者又は事業者の団体に依存している場合(相対的に市場力を有する場合)において、当該事業者又は事業者の団体が直接的若しくは間接的に不当に他の事業者を妨害すること等が禁止され、②一定の種類の商品又は役務の供給者がある需要者に対して割引慣行や他の報酬に加えて同等の需要者には与えない特別な利益を常に与えている場合において、その供給者はそのある需要者に依存していると推定される、と規定されている(同法 20 条 1 項)。

2 食料品小売業における市場支配的地位にある事業者の濫用行為

近年、ドイツにおいても、食料品小売業分野において買手側(需要者)のサプライヤー(供給者)に対する購買力の濫用が社会問題化してきた。2011年には、EDEKA、Schwarz-Gruppe、REWE、ALDIの4事業者で

約 85%のシェアを占めており、食料品産業における主要小売業者の購買力は、競争政策上、主要な課題になりつつある。

競争制限法においては、市場支配的地位にある事業者が他の事業者に対して客観的に正当な事由無く自らに利益を与えるように要請する行為要請した場合、競争制限法 19 条 2 項 5 号の適用が問題となる（なお、事業者又は事業者の団体がそれらに依存している事業者に対して要請した場合は同法 20 条 2 項にて同様の規制が適用される）。

以上の状況を前提に、具体的な事案として、ドイツ連邦通常裁判所（Bundesgerichtshof.）は、2018 年 1 月 23 日、大規模小売業者である EDEKA が供給業者に対して正当な理由なく様々なリベート等を要求した行為が同法 19 条 2 項 5 号に違反する旨判示した（BGH、23.01.2018 KVR3/17）。その中で、同裁判所は、「正当な事由」の判断基準として、市場支配的地位にある事業者（上記事案では EDEKA）が要求する利益について業績の観点から正当かつ確実な反対給付が提供されるか否かを検討しており、その点は参考になると思われる。

なお、制裁金の要件及び執行状況としては、現時点で競争制限法 19 条 2 項 5 号違反による制裁金が課された事例は無い。その理由として、競争制限法 19 条 2 項 5 号違反による制裁金については、故意または過失があることが前提であり（同法 81 条 1 項）、これを認定するためには、利益の供給を強要する購買者が「正当な理由の無い強要である」旨認識していることが必要となってくるところ、そのような認識があった事実を立証することが困難であるためだと考えられる。

この点、わが国の下請法においては、親事業者が下請事業者に対し親事業者のため

に金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることを禁止しており（同法 4 条 1 項 3 号）、これに違反した場合は公取委の指導の対象となり、これに従わない場合や悪質な事案の場合は、勧告（同法 7 条 2 号）がなされる。そして、勧告がなされた場合、通常、公正取引委員会により公表されることとなる。勧告は、①主観的要件は不要とされている点、②法的性質は行政指導であり法的拘束力はなく、違反事業者の自主的行動を促して事態改善を図っている点で、ドイツ競争制限法 19 条 2 項 5 号違反による制裁金とは異なっている。

第 6 総括

以上に述べてきたとおり、近年、EU 及び各加盟国においては、取引債務における支払遅延防止のための立法措置、食料品のサプライチェーン及びオンラインプラットフォーム等の分野を中心とする相対的に優位な地位の濫用行為への規制などが実施されるようになったこと及びその概要を確認した。そして、これらの規制の趣旨には、市場原理に基づく自由主義経済によって生じた現代的弊害（取引債務の支払サイトの恣意的設定、バーゲニングパワーの較差、オンラインプラットフォームの優越的地位構築など）への対応という点にある。そして、これらの弊害は、デジタルプラットフォーム規制法が制定されたことも含め、わが国においても共通する点がある。EU 及び各加盟国における規制は、確かにわが国の下請法等の規制とは立法趣旨が異なる部分があるものの、下請取引及び相対的地位を濫用した取引等に関する新たな問題に直面した時、その問題解決の参考になる余地も大いにあるかと思われる⁷。

以上

- 1 鈴木満著「新下請法マニュアル<改訂版>」3~19 頁（商事法務、改訂版、2009年）、神奈川県弁護士会独占禁止法研究会「独占禁止法・下請法―豊富な事例で分かる違反行為の判断基準と実務上の留意点―」567 頁（第一法規、初版、2019年）
- 2 欧州委員会(European Commission)とは、EU(EC)の執行機関のことであり、EU 基本条約等に従って策定された諸規則の適用等を行う(外務省 HP より。<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/keyword.html>)。
- 3 欧州連合の機能に関する条約(Treaty on the Functioning of European Union)第102 条（市場支配的地位の濫用行為の規制）
「域内市場又はその実質的部分における支配的地位を濫用する一以上の事業者の行為は、それによって加盟国間の取引が悪影響を受けるおそれがある場合には禁止される。この不当な行為は、特に次の場合に成立するおそれがある。
a 直接又は間接に、不公正な購入価格若しくは販売価格又はその他不公正な取引条件を課すこと
b 需要者の利益に反する生産、販売又は技術開発の制限
c 取引の相手方に対し、同等の取引について異なる条件を付し、当該相手方を競争上不利な立場に置くこと
d 契約の性質上又は商慣習上、契約の対象とは関連のない追加的な義務を相手方が受諾することを契約締結の条件とすること」
- 4 P2B 規則(2)を参照。
- 5 2013 年、競争・市場庁の設置に伴い、公正取引庁及び競争委員会は廃止された（公正取引委員会「英国（United Kingdom）」<https://www.jftc.go.jp/kokusai/worldcom/alphabetic/u/uk.html>
- 6 泉水文雄「諸外国における優越的地位の濫用規制等の分析（公正取引委員会競争政策研究センター（CPRC）第37 回公開セミナー講演資料）」23 頁（公正取引委員会、2015 年）
- 7 参考文献として、上記脚注に個別に掲げたもののほか、泉水文雄ほか「諸外国における優越的地位の濫用規制等の分析」（公正取引委員会競争政策研究センター、2014 年）も参照。

